

科学研究費補助金の不正等に対応する手続きについて

平成26年10月1日理事長裁定

一般財団法人蛋白質研究奨励会科学研究費補助金取扱規程第6条第3項に関して以下の通り定める。

不正に関する調査委員会

1. 監事より不正が指摘された場合、又は不正使用に関して通報等があった場合、理事長は不正に関する調査委員会を直ちに設置するものとする。
2. 調査委員会は、理事長、理事2名、評議員2名により構成し、委員は理事長が指名し、委員長は互選とする。
3. 調査委員会は、指摘内容又は通報等の内容について事実確認を行うとともに、不正があった場合は、不正に係わった研究者等の特定及び発生原因究明並びにさらなる再発防止対策について検討を行うものとする。
4. 不正が確認された場合は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会あて報告をし、その指示及び委員会の判断により公表する。

不正に関する懲戒等

1. 不正を行った者には、奨励会就業規則の各号に基づき懲戒処分を行う。
2. 不正を行った者には、その内容に応じて補助金を返還させる。
3. 懲戒処分を受けた者には、ガイドラインに基づき応募資格停止等を行う。

附 則

この取扱いは平成26年10月1日から行う。

平成19年11月1日理事長裁定の「科学研究費補助金の懲戒等手続きについて」は廃止する。